

企画競争説明書

業務名称：コートジボワール国 国産米付加価値向上のための
稲作機械整備計画準備調査

調達管理番号：22a00052

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下、JICA という）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICA にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3章「特記仕様書案」、第4章「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

2022年4月6日

独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2022年4月6日

2. 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：コートジボワール国 国産米付加価値向上のための稲作機械整備
計画準備調査

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2022年6月 ～ 2023年5月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

4. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者メールアドレス：Nomura.Junko2@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

経済開発部 農業・農村開発第二グループ 第五チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

| No. | 項目 | 期限日時 |
|-----|--------------------------|-------------------------------------|
| 1 | 企画競争説明書に対する質問 | 2022年4月13日 12時 |
| 2 | 質問への回答 | 2022年4月18日 |
| 3 | プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼 | プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで |
| 4 | 本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日 | 2022年4月22日 12時 |

| | | |
|---|-------------------------|-------------------------------|
| 5 | プレゼンテーション | 行いません。 |
| 6 | 評価結果の通知日 | 2022年5月13日 |
| 7 | 技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く） | 評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内 |

5. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認
- 4) 全省庁統一資格の経過措置

令和4年度は全省庁統一資格の更新時期にあたりますが、更新にかかる期間も考慮し、2022年4月1日～2022年6月30日までの期間を経過措置期間と位置づけ、当該期間中の公告・公示案件では、令和元・02・03年の全省庁統一資格にて代替することを認めます。

(URL : <https://www.jica.go.jp/announce/information/20211216.html>)

(2) 利益相反の排除

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、JICA ウェブサイトの手順に則り依頼ください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>)

- ・ 第3章2. 業務実施上の条件に記載の配付資料

- ・「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを指示します。

7. 企画競争説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記4. (3) 期限日時参照
- 2) 提出先：上記4. (1) 選定手続き窓口
(outm1@jica.go.jp 宛、CC: 担当 Nomura. Junko2@jica.go.jp)
- 3) 提出方法：電子メール
 - ① 件名：「【質問】調達管理番号_案件名」
 - ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注1) 質問は「質問書フォーマット」の様式に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記(2)の URL に掲載されている「公示共通資料」を参照してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 質問への回答

上記4. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

8. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記4. (3) 期限日時参照

(2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2021年10月13日版）」をご参照ください

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) プロポーザル・見積書

- ① 電子データ (PDF) での提出とします。
- ② 上記4. (3) の表中のNo. 3にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合は技術提案

書の提出ができなくなりますので、ご注意ください。

- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
- ⑥ 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDFにパスワードを設定し、別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(3) 提出先

1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書（本見積書及び別見積書）

- ① 宛先：e-koji@jica.go.jp
- ② 件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書
〔例：22a00123_〇〇株式会社_見積書〕
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「22a00123_〇〇株式会社_見積書」
- ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。
- ⑥ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。

(4) 提出書類

1) プロポーザル・見積書

9. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙2の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下と参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

（ URL：https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html ）

(1) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理体制及び若手育成加点

本案件は、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用対象案件ですが、「若手育成加点」は適用しません。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2

位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

10. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

11. 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。

- （1）本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、JICA が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定する日本法人であることを条件とします。本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。
- （2）本件業務の受注者（JV 構成員及び補強として業務従事者を提供している社
の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び生産物の調達から排除されます。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という）と受注者名（以下「受注者」という）との業務実施契約により実施する「コートジボワール国 国産米付加価値向上のための稲作機械整備計画準備調査」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 プロジェクトの背景

コートジボワール国においては、農林水産業はGDPの21%を占め、労働人口の40%が従事している（世銀、2019）。その中でも、コメは都市部を中心に主食としての需要が大きいものの、多くは海外からの輸入に依存しており、2020年の国内生産148万トン（粳）に対し、輸入は粳139万トン・精米96万トンと国内消費の半分程度しか生産できていない（FAO）。稲作の現場では、換金作物（コーヒー、カカオ等）に比べると採算の面から機械化への投資が遅れていることを要因とする機械不足により、耕作面積拡大や収穫作業の効率化が実現できなかったり、収穫後の工程において適切な精米加工機材が十分に普及していないため小石の混入や不十分な乾燥による保管中の劣化など加工品質の低さ・出荷量におけるロスの発生などの課題を抱え、国産米供給量増の障害となっているとともに、輸入依存度を高める構造的要因となっている。

こうした状況を踏まえ、現在最終策定段階にある開発5か年計画「国家開発計画（PND:Plan National de Développement） 2021-2025」では、6つの柱の第一として「産業化とクラスター開発を通じた経済構造変革の促進」を掲げ、開発戦略の具体的な取り組みの一つに農産物の加工化推進をあげており、コメを対象作物の一つとしている。また、農業機械化に関しては、過去には政府が農業従事者（組合や個人）に対して直接農機を無償で供与していたが、農民による維持管理が適切に行われず、多くの機材が故障し放置されたという経験を踏まえ、機械の適切な維持管理・利用を実現するため、2015年に策定された「国家農業機械化戦略」において、機械化サービス（賃耕）を提供する中小企業（以下総称として「PMEA」という。）が農民への賃耕を行う形態を推進することとしており、第2次国家農業投資計画2018-2025（PNIA2）においてもその方針が継続されている。具体的にはコメの生産と加工に関する政府機関である国家コメセクター開発機構（ADERIZ）がPMEAを通じた農民への機械化サービスの提供を進めており、ADERIZ所有の農機の貸与（リース）先となるPMEAの選定基準やリース料、またPMEAによる機械化サ

ービスの料金算定方式（ADERIZによる推奨料金）などが制度化されている。他方で、耕作面積の拡大や収穫作業の効率化に向け、農民の機械化ニーズにこたえるためには、ADERIZによる機械リース事業を拡充することが喫緊の課題となっており、PMEAへのヒアリングにおいても、扱える機械の台数を増やし賃耕サービスを拡大したいとの意向が示されている。

国内の主要稲作地域であるとともに大消費地アビジャンへのアクセスも容易であるベリエ州、ベケ州、ヤムスクロ特別行政区では、PMEAはその経営規模に応じ、数十から数百の固定客（農家）に対して機械化サービスの提供を行っている。しかし、購入金額の高さからPMEAが十分な台数の機械を保有できず、ADERIZからリースされる台数も限られているため、同地域全体の灌漑稲作圃場面積の約2,600ha（2021年の生産量推計値は約1.5万トン）のうち、機械が利用されている面積はその2割程度にとどまり、需要に対して十分応えきれていない状況にある。また、精米を行う企業では、石抜き機や乾燥機を所有していなかったり、所有する機械の機能が不十分であることなどが精米加工レベル向上の足かせになっている。

我が国はこれまで、技術協力プロジェクト「国産米振興プロジェクト（PRORIL）」（2014年～2020年）を通じた稲作支援を行ってきたが、機械化の遅れが耕地利用拡大の最大の障壁になっていることが確認されたため、現在実施中の「国産米振興プロジェクトフェーズ2（PRORIL2）」（2021年～2026年）においては、精米業者やPMEAへの能力強化を行い、機械化を促進するための体制整備を進めているところである。本事業により整備される農機もPRORIL2が対象としているPMEA等で利用されることが想定される。

国産米付加価値向上のための稲作機械整備計画（以下「本事業」という。）は、ベリエ州、ベケ州、ヤムスクロ特別行政区において、ADERIZに対してコメバリューチェーン上の耕作・収穫・加工における機材を整備することにより、機械耕起による耕作面積の拡大（灌漑圃場機械化面積率100%を目標とする。）と土壌条件の改善による増産、収穫時の圃場ロス量の削減、収穫後の腐敗による損失量削減等の複数の効果を通じて対象地域における現在の籾生産量（約1.5万トン、2021年推計値）を4割程度増加させるとともに小石除去等を行うことで精米後の国産米の付加価値向上を図るもので、稲作セクターにおける機械化・加工化推進という政策目標の達成に資するものである。また、コートジボワール政府にとって、本事業は「国家農業機械化戦略」の方針に合致しており、これら目標の達成に貢献する優先度の高い事業として位置付けられている。

上記を踏まえ、JICAは無償資金協力の活用を前提として、本事業の背景、目的及び内容を精査し、開発効果、技術的・経済的妥当性の検討を行い、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算するとともに、本事業の成果・目標を達成するために必要な相手国側分担事項の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案することを目的とした協力準備調査（以下、本調査という。）を実施することとした。

第3条 業務の目的

無償資金協力（施設・機材等整備方式）の活用を前提として、事業の背景、目的及び内容を把握し、協力の効果、技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事

業費を積算するとともに、事業の成果・目標を達成するために必要な相手国側分担事業の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案することを目的とする。

第4条 業務の範囲

本業務は、コートジボワール国から要請予定のプロジェクトについて、「第3条 業務の目的」を達成するため、「第5条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第6条 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「第7条 成果品等」に示す報告書等を作成するものであり、原則、現地調査において、JICAがコートジボワール側と合意する協議議事録に基づいて実施するものとする。

第5条 実施方針及び留意事項

(1) 調査手法及び調査項目

本業務指示書は、これまでに判明した事実及び現地から入手した情報を基に作成したものである。コンサルタントは、より効率的かつ効果的な調査手法等を検討の上、プロポーザルに記載すること。また、本業務指示書に記載している事項以外にコンサルタントが必要と判断する調査項目についても、プロポーザルに記載して提案すること。

なお、本件の特徴は、無償資金協力を通じて、機材が調達された場合、それらの機材が、PMEA等による農機貸出制度を通じて、最終裨益者である農民に機械化サービスが提供されることである。現行把握されている農機貸出制度の概要は以下の通りであるが、適宜、最新の情報を入手し、本件実施の検討に活用すること。

1) 農機貸出制度の設立に至る背景・経緯

人手不足や労賃上昇による労働力確保が難しいコートジボワール国においては、機械化のニーズが高いものの、稲作農家の多くは小規模であり、単体での農業機械の購入は困難な状況である。他方で同国内では、他の多くのアフリカの国と同様、政府の資金が非常に限られているため、政府主導による直接的な農民への介入は非常に困難な状況にある。また、ADERIZは、2013年ごろから限られた予算の中で、農民組合や個人に対して農機の無償供与を実施したが、不適切な維持管理等のため、現在は半数以上の機材が使用されずに放置された失敗事例となっており、コートジボワール国政府としては、農業機材の現物供与をやめ、民間主導による機械化サービスの提供を実施していく方針としている。稲作農業機械化戦略(2015年)の主戦略の1つが、中小農業企業(PMEA)とのパートナーシップによる農業機械へのアクセスの促進であり、2020年のコメ緊急プロジェクト(PUR)をきっかけとして、ADERIZによる登録PMEAを通じた農機サービスの提供が進められている。

2) 農機貸出制度の概要農機貸出制度について JICA が把握する情報は次の通りである。本調査においてはコートジボワール側からの情報収集に加えコートジボワール事務所、技術協力プロジェクトとの情報交換を密に行い、本事業の計画に反映させること。

●法制度

農業農村開発省の農業機械化開発戦略及び作成中のNRDS2において、PMEAの育成およびパートナーシップを通じた農業機械へのアクセス促進等が謳われており、上述のように、既に同戦略に基づき、ADERIZより、PMEAへの農業機械リースを通じた農民に対する支援が開始されている。農業分野も含む中小企業の振興は、2014年3月24日の中小企業に関する国の政策の方向付けに関する法律第2014-140号の運用化に沿ったものである。

政府は、今後乾燥機、精米機や選別機等の精米業者等へのリース制度の構築も計画しており、実施中の技術協力プロジェクト「国産米振興プロジェクト2（PRORIL2）」の中で、制度設計を支援予定。

●農機貸出制度の仕組み／ADERIZの役割

① 農機貸出制度に参加するPMEAの選定

- ADERIZによる農機リース対象は、ADERIZに登録したPMEA（現行17社）に限る。ADERIZは、登録希望のある全PMEAの中から、アドミ面・技術面での組織体制、法的地位、ヒューマンリソース、サービス提供契約の実績に加え、財務状況、機械保管倉庫の有無、維持管理能力やオペレーターの経験等を基に選定・登録しており、ADERIZはその基準を公開している。

② リース料、農家への貸出料金の決定等

- ADERIZが実施中の農機リース事業では、ADERIZからPMEAへの農機リース料設定は、農業機械の初期価格から30%引いた金額を、数年間の期間で除した額となっている。
- ADERIZは運行にかかる経費（機械の初期価格、燃料、作業員労賃、修理費等）を基に経費を算出し、それに若干（30%程度）の管理経費を上乗せした金額を農家への貸出料金（農機サービス料金）の推奨価格とすることにより、公共サービスとしての公平性を保っている。なお、実際の価格は圃場条件等によりPMEAと農家との合意を基に決められる。
- 他方で、PMEAはADERIZに対し、一切の運用記録を報告する義務があり、不適切な運用があった場合は、農機のリースが中止されることとなっている。
- 現行、農民は農機を独自に購入する以外は、PMEAの農機サービスを活用する以外に農機を使用する手段はない。

③ 機材の管理・維持管理・モニタリング

- 日常的な維持管理は、PMEAが行うものの、ADERIZは、農業機械を保有し続け、維持管理の管理責任を負う。
- 農業機械の利用実績については、各PMEAからADERIZに報告することが義務付けられる（利用目的、利用場所、稼働した面積および時間、必要な燃料の量等）。また、加えて、機械サービスの品質、機械メンテナンス状況の確認、農家からPMEAへの支払い状況の確認がADERIZによって行われることが定められている。
- また、ADERIZからはPMEAの人員の能力強化、農機を稼働させる際に障害となる灌木等の排除、PMEAのためのファイナンスの仕組み構築等を支援す

る可能性が契約書に記載される。

④ 徴収した資金の扱い

- ADERIZによる農機貸出制度でPMEAより徴収された資金は、ADERIZの予算に組み込まれ、ADERIZの農業機械に関する活動費用として使用されている。無償資金協力で調達される農業機械のリースにより徴収される資金については、その維持管理費用や更なる機械化推進のために使用するよう、実施中の技術協力プロジェクトを通じ、ADERIZへの指導を行う。また併せて、それらPMEAからADERIZへの支払いが円滑に実施されるよう、農民による農業機械の使用促進や、PMEAによるサービスの向上を支援する。
- なお、PMEAが農機サービスにより得る収益については、ADERIZへの機材リース料の支払に加え、主に農業機械の日常的な維持管理費用等に使用される。

3) 農機貸出制度を活用するPMEA、農家の現状

コートジボワール国における金融商品は限られており、予算繰りの問題から、多くのPMEAにとって、独自の機材の購入・更新は容易ではないため、農機貸出制度を希望するPMEAは多い。2021年9月時点で、5社が農機貸出制度（7件）を利用しており、今後とも増加する見込みである。

PMEAの役割は、圃場区画整備、収穫、生産物の運搬に必要な機械のオペレーションサービスを提供する位置づけ。一方で、現在存在しているPMEAの規模はオペレーター数が2-15名程度、機械保有台数も大半のPMEAが10台程度であり、農家が必要としているサービスを十分に提供できる状況とは言えない。

現行、PMEAからの農機サービスを活用する農家は、篤農家やグループ単位であることが多く、小農の利用は限られる。

4) 技プロによる支援

PRORIL2では成果2「農業機械サービスの安定供給」に沿って、農民による農業機械の利用を促進するのみならず、PMEAが農機サービスを適切に計画・運行し、作業の質の確保のための能力強化を図り、農機サービスを通じてサービス料が回収され、リース料が支払われる仕組みの強化を行う。すでに、プロジェクト対象地域で活動しているPMEAに対して、ビジネスマネジメントの研修及び機械のオペレーションやメンテナンスの研修を開始している。PRORIL2では引き続きPMEAがビジネスベースで収益を確保し適切なサービスを農家に対して提供できるように育成すると同時に、公正な貸し出し・管理体制を構築することになっている。

無償資金協力では、技プロで強化した仕組みを活用して農業機械を投入することにより、農機サービスを拡大するものであり、技プロの成果を生かしたスケールアップに繋がるものである。

(2) 既存資料の活用

調査の実施に当たっては、以下を始めとする関連する技術協力プロジェクトの報告書や専門家へのヒアリング等を通じて取得した情報を精査・活用し、効率的かつ

効果的な調査に努める。

- 1) 技術協力プロジェクト「国産米振興プロジェクト」
(2014年2月～2019年2月)
- 2) 技術協力プロジェクト「国産米振興プロジェクトフェーズ2」
(2021年1月～2026年1月)

(3) 現地調査の実施方法

本調査においては、下記のとおり2回の現地調査の実施を想定している（それぞれJICAから調査団員が参加）。対象地域は、ベリエ州、ベケ州、ヤムスクロ特別行政区となる。

1) 国内準備作業

第一次現地調査を効率的に行うために必要な作業工程を検討する。農機貸出制度について、技プロ専門家等からの情報も踏まえて、調査手法、質問票を検討する。

2) 第一次現地調査

調達機材の内容、調達方法、運営・維持管理体制、定量的・定性的な事業効果を測るための情報収集や協議を行う。具体的には、以下を想定する。

① 事前調査

- ✓ 農業機械分野における取組方針等の基礎的情報を収集した上で、本件の計画にかかる先方政府の意向及び政策・施策・計画の実施状況や今後の見込み、課題等を確認する。

② 現地踏査

- ✓ 先方の要望を確認するとともに、その選定、数量、調達方法、維持管理体制を確認する。なお、現行想定される機材は、耕作・収穫農機（トラクター（中型）30台、トラクター（大型）10台、耕耘機40台、コンバインハーベスター10台程度等）及び精米加工機材（石抜機20台、選別機5台、乾燥機（据付あり）30台等）である。特に、精米加工機材に係る維持管理については、これまでに限られた経験しかないとの情報があるところ、無償資金協力で機材が調達される場合、どのような維持管理体制（先方政府内での公式化）がいつまでに構築されるか、慎重に確認する。
- ✓ 概略設計、概略事業費の積算や、最終報告書案の作成に必要な情報収集を実施。
- ✓ コンサルティング・サービス及びソフトコンポーネントの内容・必要性を確認。
- ✓ 持続的かつ効率的な運営・維持管理を行うため、所管の ADERIZ の予算が適切に配賦されるかを確認。
- ✓ 本事業が気候変動対策（適応策）に資する可能性及び因果関係を確認。

- ✓ 本事業による効果（定量的、定性的）を確認。
- ✓ 機材調達により環境社会への影響及びジェンダー主流化のニーズを確認。

3) 帰国後国内作業

第一次現地調査の結果を取りまとめて分析し、概略設計・概略事業費の積算を行うとともに、第二次現地調査に必要な調査事項を整理し、JICAと協議・合意する。

4) 第二次現地調査

調査報告書案を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を得るための現地調査を行う。

(4) 計画内容の確認プロセス

我が国が無償資金協力として実施することが適切と判断される計画を策定することを目的の一つとしているため、計画内容の策定に当たっては、調査の過程で随時十分JICAと協議する。特に以下の段階においては、JICAが開催する会議に参加し、計画内容について必ずJICAの確認を得る。

1) 第一次現地調査帰国時

現地調査結果を記述した「現地調査結果概要」を取りまとめ、これを基に、基本的な計画・設計の方向性を協議、確認する。

2) 設計・積算方針決定時

第1次現地調査及び国内解析作業の結果を踏まえて、事業として計画・設計される事業内容の基本計画をとりまとめ、複数の代替案を設定し、比較検討を行った上で、最適案を協議・決定する。

3) 第二次現地調査派遣前

計画の内容を取りまとめた「協力準備調査報告書（案）」に基づき、計画内容を確認する。

(5) 先行案件の成果を踏まえた事業実施検討

過去のマダガスカル共和国向け「アンチラベ農業機械化訓練センター拡張・機材整備計画」（評価年度2013年）の事後評価等においては、無償資金協力と技術協力を戦略的に組み合わせることで相乗効果が得られ、同センターの能力が向上したとの教訓を得ており、さらに、プロジェクトの有効性及びインパクトの強化につながるとされている。

これまで、技術協力プロジェクト「国産米振興プロジェクト（PRORIL）」（2014年～2019年）、「国産米振興プロジェクトフェーズ2（PRORIL2）」（2021年～2026年）を実施している。これらプロジェクトでは農家のみならず、農業機械化サービス提供者、精米業者、流通業者、金融業者等への研修を通じ、バリューチェーン関係者の連携強化と国産米の販売促進に取り組んでいる。これらプロジェクト

によるPMEAの機械オペレーターの訓練等を通じ、本事業で整備される機材の適正かつ有効な活用が見込まれることを確認する。

(6) 効果的・効率的な現地調査方法の検討

限られた調査期間で効果的かつ効率的に行う調査方法について、プロポーザルにて提案すること。

第6条 業務の内容

「第5条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、以下の調査を実施すること。現時点で想定される調査の内容は以下のとおりであるが、業務を効果的・効率的に実施するために必要な調査方法・手順等(国内準備作業、現地作業、帰国後整理期間の区分を含む)をプロポーザルの中で具体的に提案すること。

(1) 業務計画書、インセプション・レポート、質問票の作成

関連資料を分析・検討し、事業の全体像を把握する。併せて、調査の全体方針、調査項目及び調査手法を整理し、調査計画及び機材計画(案)を策定する。以上の作業を踏まえて、業務計画書、インセプション・レポート、質問票を作成する。

(2) インセプション・レポートの説明・協議

JICAの調査団員と協力し、インセプション・レポート(調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力制度等)を先方政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。

(3) 事業の背景・経緯の確認

- 1) コートジボワールの国家開発計画や国家稲作振興戦略(NRDS2)等の上位計画、重点分野について合致しているか確認を行う。その上で本事業を通じて実施しようとする農業機械化振興について先方政府(農業農村開発省やADERIZ)の意向を確認し認識のすり合わせを行う。
- 2) 実施に際して必要となる関連法制度(農機貸出制度関連:政府機関による民間業者への機材貸与とそのリース料、リース料の管理方法、民間企業の選定方法、リース機材の所有と維持管理のデマケ、民間業者によるリース機材に対する保証、耕作に対するサービス料金の設定。また、環境関連、許認可関連法規など)及び民間企業の活動実績、所有機材、サービス売上、活動地域別など民間企業の状況を確認する。
- 3) コートジボワールの農業・稲作分野に関する現状と課題(一般概況、農業行政、財政、インフラ整備、地方における農業普及・指導体制、コメの生産性・生産量・平均栽培面積・販売量・精米量等)、また、同国における稲作にかかる農業機械化の現状(利用者数、耕作面積、サービス提供の売上等またそれらの年次変化)について確認する。
- 4) 類似案件、他ドナー・機関の援助動向を確認し、調達機材活用の現況を調査するとともに、他ドナー・機関による同セクターでの活動内容について現状調査を行い、教訓を抽出する。

(4) サイト状況調査

本事業にて行う設計、機材調達、積算について必要な精度を確保するために以下に示すサイト状況に係る調査を行う。

本案件は、技術協力プロジェクトPRORIL2との連携を前提としており、本件無償資金協力の対象地域は、同プロジェクトが対象としているベリエ州、ベケ州、ヤムスクロ特別行政区とする。

1) 対象地域の特性の調査

人口、世帯数、コメ生産農業者数、乾期・雨期のコメ作付面積、コメ生産量・生産性、農業収入、栽培しているコメの品種、農家のコメ生産へのインセンティブ、他作物との競合状況、農民の稲作技術レベルと稲作機械化に対する受容度、機械サービスの受益農民と非受益農民の確認、稲作機械化振興による社会的な正負の影響。また、対象地域で展開している同種のサービスの現状（PMEAのリスト、主なPMEAの資本（資金、機材）、耕作実施状況（面積）、顧客数（農業者）等）など。

2) 運営・維持管理体制の確認

ADERIZとPMEA等の人員、体制、予算状況、技術レベル、点検頻度など。特に、精米機等については既存の貸出制度がないとの情報があるところ、その制度の検討や設計、制度導入に関し、先方と協議・確認する。

3) ベースライン調査

本プロジェクトの効果に係る評価ならびに評価指標の策定のためのベースライン調査。なお、現時点で想定している指標は以下のとおり。

【定量的効果に係る指標】

賃耕を行う面積（ha/年）、品質が向上したコメの生産量（ton/年）※※石抜機で処理し、小石などが除去されたコメの生産量とする。（既存機材は石抜機1台のみのためその処理量を記載。また整備する機材のうち、最も合計処理量が大きいのものも石抜機となる。）

【定性的効果に係る指標】

生産されたコメ（精米）に対する消費者の評価が高まる。PMEAのサービス提供に対する農家の満足度が高まる。

(5) 機材計画調査

機材の使用状況や稼働・老朽化の状況、コートジボワール国側が想定する施設改修・配置計画やその規模についても確認する。

- ・ 更新及び追加導入を行う機材の仕様・数量を検討する。数量算出の考え方については、プロポーザルの中で具体的に提案すること。
- ・ 機材の選定には、ADERIZやPMEAの技術レベル、メンテナンスの容易さ（代理店、アフターケア及びサポート体制、試薬、スペアパーツの入手性等）を十分に考慮し、計画に反映させる。また、技術的・予算的負担の軽減を考慮し、維持管理費用が見込まれる機材については、その妥当性や仕様・数量を慎重に検討する。
- ・ まだ当面の使用が可能であるが重複して要請されている機材があれば、

使用頻度、優先度等を調査し、本計画の協力対象事業範囲を検討する。

- ・ 消耗品および損耗が激しいと予想される機材については、予算および維持管理体制について精査し、実施機関やPMEAが整備、修理、部品交換を行うことが可能な機材についてのみ協力対象とする。
- ・ 本件機材は、日本メーカーを想定している。第三国にて調達する必要がある機材の有無を調査する。

(6) 調達計画調査

- 1) 国内及び第三国における輸送状況の確認
- 2) 第三国を通過する場合を含めた通関手続き、免税手続きの確認
- 3) スペアパーツの入手方法、アフターサービス体制について最新調達事情の確認
- 4) 第三国調達の可能性の検討
- 5) 調達上の留意事項のとりまとめ
- 6) 調達、据付に関する、日本側と先方負担事項の区分の明確化
- 7) 上記を踏まえた調達方針及び調達計画の策定

(7) 運営維持管理計画調査

本事業では、事業目標を達成するために必要な資機材の調達を実施するが、整備された機材の運用が円滑に実施されるための運営維持管理体制の構築に関し、本調査では、研修、ソフトコンポーネントなどの技術支援の必要性に係る検討及び提言を行う。実施すべき項目・内容や投入計画については、先方実施機関およびJICAと協議の上決定する。

整備する設備・機材の維持管理について、人的リソース、保有機材を含む技術力、財政状況などを確認した上で、毎年必要な点検・維持管理業務と数年単位で必要な維持管理業務に分類して整理し、それら業務の実施体制・方法を検討し先方に提示する。

また、コートジボワール政府が行うことになる協力対象機材の使用運用・維持管理費を概算で積算した上で、運営・維持管理上の留意点を提言する。また、将来的にはさらに更新費用が発生することから、これらを含む財務的なバランスシートを作成検討し、相手国と協議のうえその妥当性を確認し、提案する。

政府は、今後乾燥機、精米機や選別機等の精米業者等へのリース制度の構築も計画しており、実施中の技術協力プロジェクト「国産米振興プロジェクト2 (PRORIL2)」の中で、制度設計を支援予定しているが、制度設計に係る状況と今後の見込みを確認の上、十分な運営維持管理が可能か、確認する。

また、本事業によりADERIZに整備された機材が農民等の最終受益者に十分利用されるような民間企業のサービス提供となるよう、現在のADERIZが行っているPMEA登録制度・賃耕料金設定等の内容と運用状況を十分確認するとともに、PMEAによる適切な機材の使用・管理がなされるよう、PMEAからADERIZに対して行うことが義務付けられている機材運用記録の報告について、その内容とADERIZによる確認体制を調査する必要がある。また、機材の運用、維持管理の責任区分、それらが各主体間での契約内容にどのように反映され、実行されているか、ADERIZでの資金管理の実態など、確認するとともに、それらについて課題がある場合の改

善策を提案する。さらに、日常的なメンテナンスの範疇を越えた維持管理（定期検査・修理等）が十分なされるよう、先方政府負担の予算がADERIZに対して適切に割り当てられるよう事前に確認することが肝要である。

なお、ソフトコンポーネント実施を提案する場合は、農作業の繁忙期や、コートジボワール国や地域の伝統行事や宗教行事などが立て込む時期もあるため、実施時期や期間に留意する必要がある。必要性が認められた場合には、ソフトコンポーネント計画を作成する。ソフトコンポーネントについては、「ソフトコンポーネント・ガイドライン 第3版（2010年10月）」を参照のこと。

（8）事業内容の計画策定（概略設計）

第一次現地調査帰国後30日以内をめぐりに概略設計方針会議を開催し、プロジェクトコンポーネントなどの概略設計方針について関係者と協議を行う。帰国報告会及び概略設計方針会議での議論も踏まえて、必要な解析・検討を行う。概略設計概要書、機材仕様書（案）及び概略事業費積算内訳書を作成する。

なお、設計にあたっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル」（試行版）に従い、設計総括表を作成し、機構に対し、その内容を説明し、確認を取ることとする。最終的に確認された設計総括表は協力準備調査報告書に参考資料として添付することとする。

（9）相手国側負担事項の確認

相手国負担事項（各種許可の取得等）のプロセス、各手続における関係省庁を明確にし、その着実な実施を相手国政府に要請し、個別に書面にて確約を取り付ける。これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際の相手国負担事項としてミニッツに記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に事業実施時の相手国負担事項の根拠となる。なお、この情報はDD時にさらに精査・更新されていくものである。

（10）税金情報の収集整理

無償資金協力事業では免税が原則であるため、免税措置がどの役所によって、どのような手続きで行われるか等について詳しく調査する。具体的には、①法人の利益・所得に課される税金（法人税等）、②個人の所得に課される税金（個人所得税等）、③付加価値税（VAT等）、④資機材の輸入に課される税金や諸費用、⑤その他、当該事業実施において関係する主要税目を対象に、それぞれ当該国における名称、税率、計算方法、根拠法等をまとめた上で、各税目について、受注企業が免税（事前免税、事後還付、実施機関負担等）を確保するために必要な手続き（申請先、手順、所要期間等）について調査する。過去に免税措置に関する問題があった場合は、その理由を詳しく調査する。また国内においても、過去に案件を実施した経験のある本邦企業に対して、OCAJI等を通じてヒアリングを行い、免税情報を収集する。

免税情報は現地JICA事務所にて蓄積していくことが望ましいため、調査開始時点でJICA事務所と協議し、JICA事務所が有する情報を入手し、情報アップデートを行う。設計・積算前の現地調査終了時には必ずJICA事務所へ報告する。その際、更新した情報と併せて、先方政府と協議した際の情報（協議相手、内容、連絡先

等)も提出する。

なお、調査結果については所定の様式(免税情報シート)にまとめ、提出する。

<国内解析>

(1 1) 事業及び協力対象事業の概略事業費

事業及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費を積算する。積算にあたっては、同積算の結果が無償資金協力の事業費算定の根拠となることを踏まえて、調査・設計の妥当性をよく検討し、資料の欠落や過誤・違算を防止するとともに、過不足のない適正なものになるよう留意すること。積算にあたっては、「協力準備調査設計・積算マニュアル」を参照し、積算総括表を作成の上で機構に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。また、機材については、入札に対応できる積算精度を確保する。

1) 準拠ガイドライン

積算にあたっては、上記マニュアルの補完編・機材編(2019年10月改訂版)を参照する。

2) 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出にあたっては、コスト縮減の可能性を十分に検討する。

(1 2) 協力対象事業実施にあたっての留意事項

「協力対象事業」の円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。

(1 3) 詳細設計実施に向けた留意事項の整理

概略設計を踏まえ、詳細設計を実施するに当たり懸案となる事項、積み残し事項等、留意点をまとめ、本体実施時に確実に引き継がれるよう配慮する。具体的には、概略設計段階と詳細設計段階のアウトプットを具体的に示し、その差を明らかにする。

(1 4) 想定される事業リスクの検討

事業実施中、事業実施後に想定される各種リスクを特定し、対応策(リスクの管理や軽減策)を検討する。特に事業実施中のリスクについては、それらをコントロールする手法について検討する。また、事業実施後に想定されるリスクの軽減については、詳細設計やソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策等、ハード面、ソフト面の双方について検討する。

なお気候リスクについては、「気候変動対策支援ツール(適応策)」(https://www.jica.go.jp/activities/issues/climate/adaptation_j.html) pp.1~39の「気候リスク評価の実施」及びpp.42~44の「農業分野の気候リスクの概要・考え方」等を参照の上、可能な範囲で、気候リスク(ハザード、曝露、脆弱性)を評価し、本事業が気候変動適応策に資するか検討する。また、必要に応じて追加的な適応オプションを検討する。特に、稲作の拡大を行う場合に水資源に関する気候変動の影響がないか、確認することとする。

(15) 事業の評価

事業の評価を妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、プロジェクト完了後約3年をめぐりとした目標年の目標値を設定する。

(16) 現地調査結果概要の作成・説明

各現地調査については、結果を踏まえて帰国後10日以内に現地調査結果概要を作成し、帰国報告会でこれを報告する。

(17) 準備調査報告書（案）の作成

調査全体を通じ、その結果を準備調査報告書（案）として取り纏め、内容についてJICAと協議する。

<概略設計協議>

(18) 準備調査報告書（案）の説明・協議

概略事業費を含む上記準備調査報告書（案）をコートジボワール政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。特に、事業実施における維持管理体制の整備や環境社会配慮など、相手国側による事業の技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。

<国内整理>

(19) 準備調査報告書等の作成

コートジボワール政府関係者等への準備調査報告書（案）の説明・協議を踏まえ、以下の成果品等を作成する。

- 1) 概略事業費（無償）積算内訳書
- 2) 準備調査報告書
- 3) 機材仕様書
- 4) デジタル画像集
- 5) Project Monitoring Reportの初版
- 6) 免税情報シート（更新版）

第7条 報告書等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(6)から(10)を成果品とし、提出期限は契約履行期間の末日とする。なお、以下に示す部数は、JICAへ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

- | | |
|--------------------|-------------|
| (1) 業務計画書 | : 和文4部 |
| (2) インセプション・レポート | : 和文4部、仏文4部 |
| (3) 現地調査結果概要 | : 和文4部 |
| (4) 準備調査報告書（案） | : 和文4部、仏文4部 |
| (5) 概要資料（案） | : 和文4部 |
| (6) 概略事業費（無償）積算内訳書 | : 和文2部 |

- (7) 機材仕様書 : 和文2部、仏文4部
- (8) 準備調査報告書 : 和文（製本版） 4部及びCD-R 3枚
: 仏文（製本版）4部及びCD-R 3枚
: 和文（簡易製本版）2部及びCD-R 1枚
- (9) デジタル画像集 : CD-R 2枚（デジタル画像40枚程度）
- (10) Project Monitoring Reportの初版 : 仏文CD-R 1枚
- (11) 免税情報シート : 仏文1部

注1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第6条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注2) (6) については「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」の補完編・機材編（2019年10月改訂版）を、その他については「無償資金協力の係る報告書等作成のためのガイドライン（2020年11月改訂版）」を参照することとする。

注3) 協力準備調査報告書（和文：製本版）には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として協力準備調査報告書（和文：簡易製本版）を作成する。

注4) 報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2020年1月）」を参照する。

注5) 特に記載のないものはすべて簡易製本（ホッチキス止め可）とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

プロポーザルにて提案を求める事項

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

| No. | 提案を求める内容 | 特記仕様書案への該当条項及び記載ページ |
|-----|---------------------------------------|---|
| 1 | より効率的かつ効果的な調査手法等 | 第5条 実施方針及び留意事項 (1) 調査手法及び調査項目 |
| 2 | 本業務指示書に記載している事項以外にコンサルタントが必要と判断する調査項目 | 第5条 実施方針及び留意事項 (1) 調査手法及び調査項目 |
| 3 | 限られた調査期間で効果的かつ効率的に行う調査方法 | 第5条 実施方針及び留意事項 (6) 効果的・効率的な現地調査方法の検討 |
| 4 | 業務を効果的・効率的に実施するために必要な調査方法・手順等 | 第6条 業務の内容 |
| 5 | 機材の数量算出の考え方 | 第6条 業務の内容 (5) 機材計画調査 |

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務：農業機械化制度・振興にかかる業務経験

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地調査について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地調査開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、**20 ページ以下**としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- 業務主任者／機械化政策・制度
- 機材整備計画／運営・維持管理計画

② 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 7.02 人月

2) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／機械化政策・制度）】

- ① 類似業務経験の分野：農業機械に係る業務経験（機械化政策・制度に関わる業務経験を有することが望ましい）
- ② 対象国及び類似地域：アフリカ地域及び全途上国
- ③ 語学能力：英語または仏語
- ④ 業務主任者等としての経験

【業務従事者：担当分野 機材整備計画／運営・維持管理計画】

- ① 類似業務経験の分野：農業機械に係る業務経験（収穫後処理に関わる業務経験を有することが望ましい）
- ② 対象国及び類似地域：アフリカ地域及び全途上国
- ③ 語学能力：英語または仏語

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2022年6月下旬より国内事前準備を開始し、同年7月下旬から第一次現地調査を行い、同年9月上旬より国内解析（積算審査に要する期間を含む）を実施し、2023年1月下旬に第二次現地調査（報告書案説明）を実施する想定です。また、同年3月中旬に調査概要資料、同年5月下旬までに協力準備調査報告書を含む成果品を作成・提出してください。

本計画は日本人の渡航が可能であることを前提にした工程計画であり、新型コロナウイルス感染拡大により渡航が制限されている場合は遠隔による調査も含め柔軟に対応を検討してください。

以下計画（案）は渡航前後の隔離期間を計算に入れて作成していますが、人月及び必要経費に関しては渡航時の状況に応じて別途調整する必要があるため、隔離期間を計算に含めることなく算出しています。

【調査実施スケジュール案】

| 時期 項目 | 2022年 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 2023年 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 |
|-------------------------|-------------|----|----|----|--------|-----|-----|-------------|------------|----|----|----|
| (概略設計調査) | | | | | | | | | | | | |
| 事前準備 | □ | | | | | | | | | | | |
| 現地調査 (OD) | | ■ | | ▲ | 設計方針会議 | | | | | | | |
| 国内解析 | | | | □ | □ | □ | □ | ▲ | 概略設計協議方針会議 | | | |
| 概略設計 ドラフト 説明(DOD) | | | | | | | | | ■ | | | |
| 国内整理 | | | | | | | | | □ | | | |
| 概略設計 概要資 料提出 | | | | | | | | | | △ | | |
| 最終報告 書提出 | | | | | | | | | | | | ▲ |

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約12.02人月(P/M) (現地: 6.67P/M、国内: 5.35P/M)

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成(及び格付案)は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成(及び格付)を提案してください。なお、評価対象者の人月を分担者を含め同分野全体人月の50%以上とすること。

- ① 業務主任者/機械化政策・制度(2号)
- ② 機材整備計画/運営・維持管理計画(3号)
- ③ 調達計画/積算
- ④ 通訳

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人(ローカルコンサルタント等)への再委託を認めます。業務内容を勘案の上、効率性、経済性を考慮した効果的な配置についてプロポーザルにて提案してください。

- PMEA の状況調査
- 精米業者の状況調査

現地再委託先の委託業者は、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」（2017年4月）に則り選定及び契約し、委託業者の業務遂行に関して適切な監督、指示を行ってください。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行ってください。

なお、コートジボワール国内に現地再委託可能な業者がない場合に限り、本邦又は第三国の機関・コンサルタント・NGO等に再委託することも認めます。ただし、本邦又は第三国に再委託する場合はその必要性・妥当性・経済性を十分に検討してください。

（4）配付資料／閲覧資料等

1）配付資料

- コートジボワール国国産米振興プロジェクト終了時評価報告書
- コートジボワール国国産米振興プロジェクトフェーズ2 詳細計画報告書（案）
- 上記プロジェクト 農業機械・収穫後処理担当専門家報告書

（5）対象国の便宜供与（必要な場合に記載）

特になし

（6）安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA事務所、日本大使館から十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行ってください。JICA事務所と常時連絡が取れる体制とし、当現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意してください。

また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。現地作業期間前には、旅行日程・滞在先・連絡先等をたびレジに登録し、滞在先の最新の海外安全情報や緊急事態発生時の連絡メール、緊急連絡などが受け取れる体制を取ってください。

なお、本特記仕様書の配布時点では、新型コロナウイルスの感染拡大が収束しておらず、現地調査を実施するに際して各種の制約が存在する状況となっています。上記の調査工程は2021年4月以降の時点でこれら制約が一定程度解消していることを前提として記載しており、プロポーザルもこれを念頭に作成することで構いません。ただし、柔軟な調査工程の見直し等が必要となる可能性も現在の世界情勢からは相応に認められることから、これについては契約交渉時点ないし契約締結後の現地情勢を踏まえて発注者と協議のうえ対応を決定します。

4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2022年4月）を参照してください。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

（1） 契約期間の分割について

第1章「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

（2） 別見積もりについて

以下の費目については、見積書とは別に見積もり金額を提示してください。なお、新型コロナウイルス感染対策に関連する経費（PCR検査代及び隔離期間中の待機費用等）は見積金額に含めないでください。契約交渉の段階で確認します。

- 1) 旅費（航空賃）
- 2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- 3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 5) PMEА 及び精米業者の状況調査（現地再委託経費）

（3） 定額計上について

以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。

- 1) 資料等翻訳料：2,000,000円

（4） 外貨交換レートについて

- 1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

（URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html）

5. その他留意事項

（1） 無償資金協力事業の実施体制

本計画の実施が我が国の施設・機材等調達方式の無償資金協力として実施される場合、JICAは本調査を実施した本邦コンサルタントを実施設計及び施工／調達監理を実施するコンサルタントとして、先方政府に推薦することを想定しています。

実施設計・施工監理体制に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画および要員計画をプロポーザルに記載ください。その際、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」（2019年4月）の様式4-2および様式4-3を準用した表を添付してください。

（2） 業務主任者の総括団員への同行

現地調査に関し、業務主任者は、総括（JICA）団員滞在期間中原則として総括（JICA）団員の調査に同行することとするが、その他の団員は業務の効率を考慮し、別行動での調査実施を妨げない。

(3) 調査用機材の調達

業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案し、見積もりに含めてください。本邦から携行するコンサルタント所有機材のうち、コンサルタントが本邦に持ち帰らない機材であって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、コンサルタントが必要な手続きを行うこととなります。

(4) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

別紙2：プロポーザル評価表

プロポーザル評価配点表

| 評価項目 | 配点 | |
|--|---------------|----------|
| 1. コンサルタント等の法人としての経験・能力 | (10) | |
| (1) 類似業務の経験 | 6 | |
| (2) 業務実施上のバックアップ体制等 | 4 | |
| 2. 業務の実施方針等 | (40) | |
| (1) 業務実施の基本方針的的確性 | 14 | |
| (2) 業務実施の方法の具体性、現実性等 | 16 | |
| (3) 要員計画等の妥当性 | 4 | |
| (4) その他（実施設計・施工監理体制） | 6 | |
| 3. 業務従事予定者の経験・能力 | (50) | |
| | (34) | |
| (1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価 | 業務主任者のみ | 業務管理グループ |
| ① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／機械化政策・制度</u> | (34) | (13) |
| ア) 類似業務の経験 | 13 | 5 |
| イ) 対象国・地域での業務経験 | 4 | 1 |
| ウ) 語学力 | 5 | 2 |
| エ) 業務主任者等としての経験 | 7 | 3 |
| オ) その他学位、資格等 | 5 | 2 |
| ② 副業務主任者の経験・能力： | (-) | (13) |
| ア) 類似業務の経験 | - | 5 |
| イ) 対象国・地域での業務経験 | - | 1 |
| ウ) 語学力 | - | 2 |
| エ) 業務主任者等としての経験 | - | 3 |
| オ) その他学位、資格等 | - | 2 |
| ③ 業務管理体制、プレゼンテーション | (-) | (8) |
| ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション | - | - |
| イ) 業務管理体制 | - | 8 |
| (2) 業務従事者の経験・能力： <u>機材整備計画／運営・維持管理計画</u> | (16) | |
| ア) 類似業務の経験 | 8 | |
| イ) 対象国・地域での業務経験 | 2 | |
| ウ) 語学力 | 3 | |
| エ) その他学位、資格等 | 3 | |